平成２９年（フ）第１４４５号
東京都板橋区向原２丁目10―５―103
債務者　松本ヒサ子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４６号
東京都足立区六木１丁目18―11―1107
債務者　親川　哲夫
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４５０号
東京都目黒区駒場２丁目16―１―102
債務者　嶋田　真弥
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４６７号
東京都葛飾区亀有２丁目62―１　リースランド亀有Ａ号
債務者　宅間　沙樹
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４７１号
東京都豊島区上池袋４丁目12―９―107
債務者　佐野　　純
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８０号
東京都北区西ケ原３丁目64―２
債務者　榮田万里子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８２号
東京都荒川区東日暮里６丁目40―５―602
債務者　横道　　恵
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８３号
東京都品川区八潮５丁目３―14―204
債務者　齊藤　敬一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８８号
東京都杉並区桃井１丁目28―４　桃井１号館102
債務者　宇田川良則
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４号
神奈川県大和市下鶴間２丁目12番33―304号
債務者　前原　美穂
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８号
東京都八王子市越野24番地10サニーサイド303号
債務者　奥田　希望
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０６号
沖縄県沖縄市嘉間良２丁目14番11号
債務者　上間　有一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２３号
沖縄県うるま市字田場1895番地１　ネクスコート宮里102
債務者　安慶名広子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２９号
沖縄県中頭郡北中城村字渡口1794番地　大西テラス３
債務者　谷　　亜紀
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３７号
東京都立川市幸町５丁目96番地の38白百合荘202号
債務者　益井　秀樹
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部